

訪問購入にご注意を!!

訪問購入って何？



消費者の家に勧誘電話をした上で、購入業者が消費者方を訪問して、消費者の貴金属やブランド品を買い取るものです。



こんなトラブルがあります！

- **契約前**
勧誘電話では、『いらぬ洋服を買い取ります』『査定だけでもどうですか』と言っていたのに、実際に家に来たら、『**指輪やネックレスを売ってくれ**』などと高価な物の買取りを迫ってこられた。
- **契約後**
解約したいのに、電話したら、『**クーリング・オフできない**』『**キャンセル料がかかる**』などと言って、解約に応じてもらえなかった。



重要 事業者にはこんなルールがある!

- ① **こんな勧誘は禁止!**
○ 事前電話なしの訪問勧誘 ○ 一度断った相手への再勧誘
○ 買い取る物品を明らかにしないままの勧誘 等
- ② **書面を交付しなきゃダメ!**
契約を結んだら、
○ 物品の種類や特徴 ○ 購入価格 ○ 事業者の連絡先
○ 引渡しの拒絶やクーリング・オフに関する事項 等
を書いた書面を交付しなければいけません。
- ③ **消費者の権利を守ろう!**
書面を交付してから8日以内は、
○ クーリング・オフができる
○ 物品の引渡しを拒むことができる（手元に置いておける）
ことを消費者に説明し、これに応じていけません。

Check!
👉



訪問購入のトラブルに関する相談及び
本コーナーに関する問合せ先

長崎県警察本部生活安全部
生活安全捜査課企画指導係
TEL: 095-820-0110(代表)